別表六の二（十）
39欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表六の二(十)　平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

39欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（前期からの繰越税額控除がある場合）を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措置法第68条の12第3項」
②区分番号に、「10069」
③適用額欄に、当該別表六の二(十)39欄の金額（円単位）を記載してください。

法人における計算等		個別所得金額（個別所得金額がない場合は0）	1	円
		調整前連結税額の個別帰属額 (26)×(1)/(25)	2	
	当期分	当期税額控除可能額（(4)と(7)のうち少ない金額）	8	
		調整前連結税額超過構成額 (29)×(8)/(28)	9	
		当期分の特別控除額 (8)－(9)	10	
	前期繰越分	繰越税額控除限度超過額（(52)の計）	11	
		法人税額基準額：調整前連結税額基準額 (32)×(1)/(25)	12	
		法人税額基準額：個別帰属額基準額 (2)×20/100	13	
		法人税額基準額：個別帰属額基準額の残額 (13)又は((13)－(8))	14	
		法人税額基準額：法人税額基準額（(12)と(14)のうち少ない金額）	15	
		当期繰越税額控除可能額（(11)と(15)のうち少ない金額）	16	
		調整前連結税額超過構成額 (36)×(53の①)/(33)＋(37)×(53の②)/(34)	17	
		当期繰越税額控除額 (16)－(17)	18	
	教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額	労務費の額	19	
		教育訓練費の額	20	
		教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額 (50)×(20)/(41)	21	
		当期分の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)＋(21)	22	
各連結法人の合計額の計算等		連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	23	
		適用対象事業基盤強化設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）	24	
		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額（繰越連結法人の(1)の合計）	25	
		調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	26	
	当期分	総調整前連結税額基準額 (26)×20/100	27	
		当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	28	
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「30の②」）	29	
		当期分の特別控除額の合計額 (28)－(29)	30	

人の合計額の計算等	前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (26)×20/100	31	円
		総調整前連結税額基準額の残額 (31)又は((31)－(28))	32	
		繰越税額控除額の合計額：連結事業年度 平・・ 平・・（各連結法人の(53の①)の合計）	33	
		繰越税額控除額の合計額：連結事業年度 平・・ 平・・（各連結法人の(53の②)の合計）	34	
		繰越税額控除額の合計額：合計	35	
		調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・・ 平・・（別表六の二(二十)付表「47の②」）	36	
		調整前連結税額超過構成額：連結事業年度 平・・ 平・・（別表六の二(二十)付表「48の②」）	37	
		調整前連結税額超過構成額：合計	38	
		当期分の特別控除額の合計額 (35)－(38)	39	
	教育訓練費に係るもの	労務費の額の合計額（各連結法人の(19)の合計）	40	
		教育訓練費の額の合計額（各連結法人の(20)の合計）	41	
		教育訓練費割合 (41)/(40)	42	
		教育訓練費に係る税額控除割合：0.25％≦(42)の場合	43	0.12
		教育訓練費に係る税額控除割合：0.15％≦(42)＜0.25％の場合 ((42)－0.15％)×40＋3/100（小数点以下3位未満切捨て）	44	
		教育訓練費に係る税額控除限度額 ((41)×(43))又は((41)×(44))	45	円
		総調整前連結税額基準額 (26)×20/100	46	
		差引当期税額基準額残額 (46)、((46)－(28))又は((46)－(28)－(35))	47	
		当期税額控除可能額 ((45)と(47)のうち少ない金額)	48	
		調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「31の②」）	49	
		当期分の特別控除額 (48)－(49)	50	
		法人税額の特別控除額の合計額 (30)＋(39)＋(50)	51	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (52)－(53)
		52	53	54
平・・ 平・・	①	円	円	
平・・ 平・・	②			外　円
計			(16)	
当期分		(4)	(8)	外
合計				

法　0301－0610－02